

ウェストミンスター信仰告白における聖霊論 —特にそのキリスト教倫理との関係について—

2004年6月25日

松戸小金原教会 関口 康

序

今日、これからお話ししたいと願っていることは、表題のとおり「ウェストミンスター信仰告白における聖霊論」についてである。しかし、わたしたちがすぐに気づくであろうことは、次のことである。ウェストミンスター信仰告白には、一つの独立した項目としての「聖霊論」は、どこにも存在しない、ということである。

このことは何を意味するのだろうか。ウェストミンスター信仰告白を作った人々は聖霊の働きを重んじなかったのだろうか。そのように考えることはできないだろう。アメリカ長老教会の神学者B. B. ウォーフィールドは、十六世紀スイスの宗教改革者カルヴァンを「聖霊の神学者(the theologian of the Holy Spirit)」¹と呼んだ。カルヴァンの伝統を継承してきた改革派教会の信仰的・神学的な特質は聖霊の働きを強調することにあると言っても決して過言ではない。ウェストミンスター信仰告白も、カルヴァンの伝統の中にある。

しかし、ウェストミンスター信仰告白が「聖霊について語るが大変に少ない」²ことは認めざるをえない。けれども、実際のウェストミンスター信仰告白を丁寧に読んでいくと、とくに10～33章のほとんどは、J. H. リースが語るように、「み言葉と聖霊によっておこされる有効召命を具体的に展開したもの」³である。つまり、聖霊の働きについての言及は、ウェストミンスター信仰告白の中に存在しないどころか、そこかしこ、至る所に散在しているのであり、それゆえ、もしわれわれがこの信仰告白の中に聖霊論についての一章を設けたいならば、それらの散在している聖霊についての言及を寄せ集めて作るしかないし、かつ、そのようにすれば、必ず作ることができる、ということである。

しかも、リースは、この信仰告白における聖霊についての言及の基本的性格を、「聖霊の働きは具体的で倫理的、理性的であって恍惚や熱狂的であることを求めていない(The work of the Spirit is concrete, ethical, and even rational, not necessarily ecstatic or enthusiastic.)」⁴と語っている。

¹ B. B. Warfield, Calvin and Augustine. The Presbyterian and Reformed Pub. Com., 1956. p.484.

² J. H. リース『改革派神学の光と影—ウェストミンスター信仰基準の成立—』今井献訳、新教出版社、122頁。

³ 同上頁。

⁴ 同上頁。

そうすると、われわれは次のように語ることはできないだろうか。ウェストミンスター信仰告白に独立した一項目としての聖霊論は、存在しない。しかし、ウェストミンスター信仰告白の大部分が、じつは聖霊論そのものであり、その聖霊論は具体的・倫理的・理性的な性格を持っている。そして、この信仰告白は、一全体として聖霊論的・倫理的な性格を持っている、と言えないだろうか。

1、独立した聖霊論の必要性

しかし、そうは言っても、やはり、一つの完結した文書としての信仰告白の中に、独立した一項目としての聖霊論の章が存在しないことは、その信仰告白に依って立とうとする教会にとっての弱点ともなりうる。

その最も重大な問題の一つは、聖霊の働きをトータルに把握することに困難がある、ということである。たとえ寄せ集めであれ、一つの聖霊論の項目を作成する意義は、十分にあるのである。

そこで、われわれがすぐに取り組むことができるのは、ウェストミンスター信仰告白の中の聖霊についての言及箇所をすべてピックアップしてみることである。このたびわたしが調べることができたのは、以下の箇所である。見落としている箇所があるかもしれないので、ぜひ自分自身でも調べていただきたい。

聖霊 The Holy Spirit (みたま The Spirit を含む)

1・5、1・6、1・10、2・1、2・3、3・6、4・1、7・3、7・5、8・2、8・3、8・5、8・8、10・2、10・3、10・4、12、13・1、13・2、13・3、14・1、16・3、17・1、17・2、17・3、18・2、18・3、18・4、19・7、21・2、21・3、26・1、27・3、26・1、27・3、28・2、28・6、32・3。

霊的 spiritual

9・3、9・4、10・1、26・2、27・2、27・5、29・1、29・2、29・7。

靈感 inspiration

1・2、1・3、1・8。

これらの記述を寄せ集めていけば、とりあえずこの信仰告白の聖霊論の概要がつかめるようになるであろう。

2、いくつかの特徴

ここですべてを論じることはできないが、ウェストミンスター信仰告白の聖霊論には、以下のような、いくつかの特徴がある。

(1) 聖書との密接な関係

「わたしたちは、み言葉の中に啓示されているような事柄の救済的理解のためには、神のみたまの内的照明が必要である」(1・6)。

(2) 三位一体の神の位格

「彼〔神〕は・・・最も純粋な霊」(2・1)。

「神の統一性の中に、ひとつの本質、力、永遠性をもつ三つの人格がある。すなわち、父なる神、子なる神、聖霊なる神である」(2・3)。

(3) 救いのプロセス(召命・義認・子とすること・聖化など)との関係

「時至って働くそのみたまによってキリストへの信仰に有効に召命され、義とされ、子とされ、聖とされ、み力により信仰を通して救いに至るまで保たれる」(3・6)。

(4) キリストの受肉との関係

「彼〔神のみ子キリスト〕は、聖霊の力により、処女マリヤの胎に彼女の本質をとって、みごもられた」(8・2)。

(5) 神の恵みの選びとの関係

「幼少のうちに死ぬ選ばれた幼児は、いつでも、どこでも、どのようにでも、自らよしとされるままに働かれるみたまを通して、キリストにより、再生させられ、救われる」(10・3)。

(6) 聖徒の戦いのための継続的な力との関係

「この戦い〔みたまと肉の戦い〕において、残っている腐敗が、一時、大いに優勢になることもあるが、それでもキリストの聖化のみたまからくる継続的な力の補給によって、再生の側が勝利を得る。それで聖徒たちは、恵みに成長し、神をおそれて聖潔を完成して行く」(13・3)。

(7) よきわざとの関係

「彼らがよきわざをする能力は、全然自分自身によるものではなくて、全くキリストのみたまからのものである。そして彼らがよきわざをすることができるためには、すでに受けている恵みのほかに、彼らのうちに働いて、み心のままに願いを起こさせ実現に至らせる同じみたまの実際の作用が必要である。しかし、みたまの特別な活動がなければ、何の義務も果たす責任がないかのように、ここで怠惰になってしまってはならない。むしろ彼らは、自分自身の中にある神の恵みをかき立てることに勤勉でなければならない」

(16・3)。

3、神の恩恵と人間の責任

はっと気づかされることがある。ウェストミンスター信仰告白の聖霊理解においては、概して《神の恩恵》としての聖霊という側面への強調があると言いうる。人間が行うべき「よきわざ」(the good works)について語る場合でさえ、その能力は「全然(not at all)自分自身によるものではなくて、全く(wholly)キリストのみたまからのものである」とされる。ここまで書かれると、人間の努力や働きや義務はまったく必要ないかのように思えてくる。

ところが、その続きには、意外なほどあっさりと、人間の努力や働きや義務についての言及が見られる。「彼らは自分自身の中にある神の恵みをかき立てることに勤勉でなければならない」(they ought to be diligent in stirring up the grace of God that is in them)。

誰が「勤勉でなければならない」のかといえ、言うまでもなく、よきわざを行うべき人間自身であり、われわれ自身である。勤勉の義務を負うのは、神ではなく、人間である。「カルヴァン主義の立場においては、神がすべてであり・人間は無である」と語る人々がいるなら、そのような言説は間違いである、と端的に言わなければならないのである。

そして、この点にこそ、ウェストミンスター信仰告白の聖霊論を、特にキリスト教倫理との関係において正しく理解するための重要なポイントがあると言えよう。

ただし、「人間の勤勉」を神への“協力”(cooperation)と呼ぶことが妥当かどうかは、微妙である。改革派教会は、ローマ・カトリック教会がそのマリア論と共に主張してきた「神人協力主義」(synergism)に対して反対してきた歴史を持っており、神と人間の「協力」という言葉に心理的アレルギーを感じる人々が少なくない。しかし、はたして、われわれは、「神人協力主義」を毛嫌いする勢い、人間の果たすべき役割や責任が語られる余地を失ってしまっていないだろうか。この点は十分に反省して見なければならぬだろう⁵。

⁵ この問題については、A. A. van Ruler, *Verwachting en voltooiing*, G. F. Callenbach-Nijkerk, 1978, p. 12-15 を参照せよ。